指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名:株式会社錢高組

業者の住所:大阪府大阪市西区西本町2-2-4

2 指名停止措置期間:令和4年6月1日から令和4年7月31日まで(2か月)

3 指名停止措置の範囲:九州防衛局管轄区内(福岡県、佐賀県、長崎県及び大分県)

4 事実概要

株式会社錢高組の元支店長が、近畿中部防衛局発注の岐阜(2)評価施設新設建築その他工事において、近畿中部防衛局職員(当時)から入札情報を得て不正に落札したとして、令和4年5月31日、官製談合防止法違反及び公契約関係競売等妨害の罪で起訴されたものである。

5 指名停止措置理由

当該業者たる株式会社錢高組の元支店長が官製談合防止法違反及び公契約関係競売等妨害の罪で起訴されたことは、防衛省における「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第9号イ(競売入札妨害又は談合)に該当する。従って、本件については、指名停止2か月を適用する。

<指名停止措置要領付表第2>

措置要件	期間
(競売入札妨害又は談合) 9 次のア又はイに掲げる者と締結した工事請負契約等 に関し、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は 談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公 訴を提起されたとき(第12号に掲げる場合を除	逮捕又は公訴を知った日から
く。)。 ア 対象区域内の他の発注機関の契約担当官等 イ 対象区域外の他の発注機関の契約担当官等	3月以上12月以内 2月以上12月以内